

○周南市農業委員会行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱
要綱

令和6年3月1日農委要綱第2号

周南市農業委員会行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）に対する行政書士（行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく国家資格者をいう。以下同じ。）等の代理人（本人に代わって意思表示をし、又は第三者からの意思表示を受ける権限を持つ者をいう。以下同じ。）による申請手続等に関する取扱いについて、法令、行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について（平成15年1月22日付け農林水産省経営局構造改善課課長補佐・農村振興局農村政策課課長補佐連名事務連絡）、行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について（平成16年4月19日付け農林水産省経営局構造改善課課長補佐・農村振興局農村政策課課長補佐連名事務連絡）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「代理申請等」とは、本人以外の者が本人に代わって法律行為を行い、その法律上の効果を直接本人に帰属させる行為として、申請等（申請、申出、届出その他これらに類するものをいう。以下同じ。）を行おうとする申請者等（申請者、申出者、届出者その他これらに類する者をいう。以下同じ。）から委任を受けた者（以下「任意代理人」という。）又は法律によって申請者等の代理権を与えられた者若しくは裁判所の審判により申請者等の代理権を付与された者（以下これらを「法定代理人」という。）が行う申請等をいう。

2 この要綱において「代行申請等」とは、本人以外の者が本人に代わって申請等を行うもののうち、本人から代理権限を付与されていないものをいう。申請書等（申請書、申出書、届出書その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の作成のみを行う場合、申請書等を申請者等から預かって提出や許可書等（許可書、受理通知書、証明書その他これらに類するものをいう。）の受取のみを行う場合等がある。官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成する業務は、行政書士法第1条の2第1項、第19条第1項及び第21条第2号の規定により、他の法

律に別段の定めがある場合等を除き、行政書士又は行政書士法人（行政書士法第13条の3に規定する行政書士法人をいう。以下同じ。）に限り、代行を行うことができる」とされている。

3 代理申請等と代行申請等の相違点は、次のとおりである。

区分	申請書等作成	申請書等提出	申請書等訂正	委任状添付
代理申請等	可能	可能	可能	必要
代行申請等	可能	可能	不可	不要

（任意代理人）

第3条 代理申請等における任意代理人は、次に掲げる者とする。

- （1） 行政書士 行政書士法第1条の2及び第1条の3に定めるところによる。
- （2） 行政書士法人 行政書士法第13条の6に定めるところによる。
- （3） 前2号のほか、法律に別段の定めがある者
- （4） 前3号のほか、委員会は、次に掲げる者が代理人となることを認めることができる。

ア 申請者等の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族をいう。以下同じ。） 当該申請者等の代理人となることができる。

イ 譲渡人と譲受人、貸付人と借受人、賃貸人と賃借人などの申請者等の連名の申請等における一方の申請者等（個人に限る。）及びアの規定により一方の申請者等の代理人となった者 他方の申請者等の代理人となることができる。

2 前項の規定にかかわらず、申請等の第三者は、単なる事実の確認である証明、台帳に記載されていることの証明その他申請等に係る専門的な書類の作成を伴わない形式的な証明に限り申請者等の代理人となることができる。

（法定代理人）

第4条 代理申請等における法定代理人は、次に掲げる者とする。

- （1） 親権者 民法第818条の規定による親権者をいう。ただし、親権者と未成年の子の利益が相反する場合は、同法第826条の規定による特別代理人（以下「特別代理人」という。）をいう。
- （2） 未成年後見人 民法第839条又は第840条の規定による未成年後見人をいう。ただし、未成年後見人と未成年被後見人の利益が相反する場合は、同法第848条の規定による未成年後見監督人又は同法第860条の規定により準用する特別代理

人をいう。

(3) 成年後見人 民法第 843 条の規定による成年後見人をいう。ただし、成年後見人と成年被後見人の利益が相反する場合は、同法第 849 条の規定による成年後見監督人又は同法第 860 条の規定により準用する特別代理人をいう。

(4) 保佐人 民法第 876 条の 4 の規定により代理権を付与された同法第 876 条の 2 第 1 項の規定による保佐人をいう。ただし、保佐人と被保佐人の利益が相反する場合は、同法第 876 条の 3 の規定による保佐監督人又は同法第 876 条の 2 第 3 項の規定による臨時保佐人をいう。

(5) 補助人 民法第 876 条の 9 の規定により代理権を付与された同法第 876 条の 7 第 1 項の規定による補助人をいう。ただし、補助人と被補助人の利益が相反する場合は、同法第 876 条の 8 の規定による補助監督人又は同法第 876 条の 7 第 3 項の規定による臨時補助人をいう。

(6) 前 5 号のほか、法律によって代理権を与えられた者又は裁判所の審判により代理権を付与された者

2 相続財産管理人（民法第 943 条第 1 項の規定による者をいう。）、相続財産清算人（民法第 952 条第 1 項の規定による者をいう。）及び破産管財人（破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 74 条第 1 項の規定による者をいう。）は、いずれも裁判所により選任された者で、自らの判断で法律行為を行う申請者等の本人その者であり、代理人には該当しないものとする。

（代理申請等の申請書等の記載方法）

第 5 条 代理申請等をする場合は、申請書等に、申請者等の代理人であることを明示するとともに、代理人の資格（第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号ア並びに前条第 1 項各号に掲げる者に限る。）がある場合にはその資格（以下「代理人資格」という。）、代理人の住所（行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地。以下同じ。）等を記載の上、代理人の氏名（法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名。以下同じ。）を署名（氏名を自筆することをいう。以下同じ。）又は記名（氏名を印刷、ゴム印、スタンプ等により記載することをいう。以下同じ。）する。

2 行政書士又は行政書士法人が代理人である場合には、行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第 5 号）第 9 条第 2 項の規定により作成した申請書等に記名して職印

(行政書士法施行規則第 11 条に規定する職印をいう。以下同じ。)を押さなければならない。

(代理申請等の添付書類の提出等)

第 6 条 任意代理人が行う代理申請等には、申請等に必要な書類のほか、申請等ごとに、次の書類を添付するものとする。

(1) 委任状

ア 委任状は、申請等依頼人（代理人に申請等を依頼した申請者等をいう。以下同じ。）が作成するものとし、委任状には、代理人（受任者）の住所、氏名及び代理人資格（代理人資格がある場合に限る。以下同じ。）を記載した上で、申請等依頼人（委任者）の住所を記載するとともに、申請等依頼人の氏名を署名又は記名する。ただし、申請等依頼人本人がやむを得ない事情により作成できないときは、別の者が本人に代わって作成するとともに、作成者の欄を設け、代筆者と明記し、申請等依頼人との関係、住所及び電話番号を記載した上で、署名又は記名する。

イ 行政書士による代理申請等の場合は、代理人（受任者）の住所、氏名、代理人資格に加え、行政書士の登録番号を記載する。

ウ 委任状には、委任の範囲に関して、本人が何の手續を代理人に委任したかがわかるよう、委任事項及び申請等の内容並びに当該申請等に係る土地の所在、登記地目、面積等を具体的に記載する。

エ 申請等依頼人の親族が代理人となる場合は、続柄を証する書類の提出を求めることがある。

オ アからエにかかわらず、申請等依頼人の同一世帯員（同じ住所で生計を一緒にしている世帯の構成員をいう。）が代理人になる場合は、単なる事実の確認である証明、台帳に記載されていることの証明その他申請等に係る専門的な書類の作成を伴わない形式的な証明に限り、委任状の添付は不要とする。

(2) 確認書

ア 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条及び第 5 条の場合は農地等の権利を取得しようとする者等並びに同法第 4 条の場合は転用の事業を行おうとする者（以下これらを「譲受人等」という。）が許可申請又は届出の内容に従って耕作若しくは養畜の事業又は転用の事業（以下「申請等に係る事業」という。）を行

うことを前提としており、許可又は届出受理の判断は申請書等に記載された内容等を審査して行われる。また、転用許可に際しては、「申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること」とする条件を付すことにしている。このようなことから、農地法の許可申請又は届出は、本来、申請等に係る事業を行う意思を有する譲受人等が申請等をすべきものである。代理申請等は、あくまで申請等の手続を代理して行うものであって、申請等に係る事業を行う意思までを代理するものではないことから、申請等行為者（代理人）と申請等に係る事業を行う者（譲受人等）が異なる代理申請等については、許可又は届出受理の審査に当たり、譲受人等が確実に申請等に係る事業を行うことについての意思を確認しておく必要がある。従って、農地転用（農地法第4条又は第5条に規定する農地転用をいう。以下同じ。）に係る申請等を行う場合は、申請等依頼人のうち転用の事業を行う者（以下「転用実行行為者」という。）が確実に申請等に係る事業を行う意思を有しているかを確認することが必要である。このために、確認書を添付するものとする。ただし、転用実行行為者が、申請書等の記載事項を了解した旨を明記した第10条第1項各号に規定する委任状の様式例による委任状又は同条第4項に規定する委任状の様式例に準じて必要事項が記載された委任状を添付する場合には、確認書の添付は不要とする。

イ 確認書は、転用実行行為者が作成するものとし、確認書には、転用実行行為者が、代理人が作成した申請書等の内容を了解した上で、その内容に従って申請等に係る事業を行うことを確認する旨を記載し、申請等の内容、当該申請等に係る土地の所在、登記地目、面積及び転用の目的並びに代理人の住所、氏名及び代理人資格を記載した上で、自らの住所を記載するとともに、署名又は記名する。ただし、転用実行行為者本人がやむを得ない事情により作成できないときは、前号アただし書に定める方法によることができる。

ウ 行政書士による代理申請等の場合は、代理人の住所、氏名及び代理人資格に加え、行政書士の登録番号を記載する。

エ 審査の過程で事業計画等の申請等の内容に変更が生じた場合には、再度確認書を提出するものとする。

オ 農地法第3条に係る申請等を行う場合は、確認書の提出を要しない。ただし、申請書等の提出後に大幅な内容の変更が行われるとき等、委員会が必要と認め

る場合はこの限りでない。

- 2 法定代理人が行う代理申請等には、申請等に必要な書類のほか、申請等ごとに、別表に掲げる法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類。以下同じ。）を添付するものとする。あわせて、未成年の子の親権者又は被保佐人の保佐人若しくは被補助人の補助人が農地転用に係る申請等を行う場合は、前項第2号に規定する確認書を添付するものとする。

（復代理人の選任）

第7条 代理人は、申請者等から与えられた代理権の範囲内の行為を行わせるため、他の者を代理人（以下「復代理人」という。）に選任して申請者等を代理させることができる。

- 2 復代理人は、第3条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる者とする。
- 3 復代理人の権限等は、民法第106条に定めるところによる。
- 4 任意代理人が民法第104条の規定により復代理人を選任したとき又は法定代理人が民法第105条の規定により復代理人を選任したときは、申請書等は、選任された復代理人が作成するものとし、申請書等には、第5条第1項の規定に準じ、代理人資格、代理人の住所、代理人の氏名等を記載し、加えて復代理人であることを明示するとともに、復代理人の資格（第3条第1項第1号、第2号及び第3号に限る。）、復代理人の住所等を記載の上、復代理人の氏名を署名又は記名する。
- 5 行政書士又は行政書士法人が復代理人である場合には、行政書士法施行規則第9条第2項の規定により作成した申請書等に記名して職印を押さなければならない。
- 6 復代理人を選任した代理人は、前条第1項第1号の規定に準じ、委任状を作成するものとする。

（代行申請等の添付書類の提出等）

第8条 農地転用に係る代行申請等では、申請者等が署名した申請書等を提出する場合を除き、第6条第1項第2号アに規定する転用実行行為者が確実に申請等に係る事業を行う意思を有しているかの確認ができないことから、記名された申請書等を提出する場合には、申請等に必要な書類のほか、申請等ごとに、同号イに準じて作成した確認書を添付するものとする。事業計画等の申請等の内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 前項の規定は、郵送により記名された申請書等を提出する場合に準用するものと

する。

(確認)

第9条 農地転用に係る申請等について、第6条及び前条の規定による確認書（第6条第1項第2号アただし書に規定する委任状を含む。以下この条において同じ。）が提出されない場合又は提出された確認書の内容が当該要綱で示した内容を満たさない場合は、委員会は、転用実行行為者が確実に事業を行う意思を有しているか等について、申請者等に直接確認するものとする。

(委任状及び確認書の様式例)

第10条 第6条第1項第2号アただし書に規定する申請書等の記載事項を了解した旨を明記してある委任状の様式例は、次のとおりとする。

- (1) 委任状（農地法第3条申請）（別記様式第1号）
- (2) 委任状（農地法第3条申請、連名）（別記様式第2号）
- (3) 委任状（農地法第4条申請・届出）（別記様式第3号）
- (4) 委任状（農地法第5条申請・届出）（別記様式第4号）
- (5) 委任状（農地法第5条申請・届出、連名）（別記様式第5号）
- (6) 委任状（農地法第18条申請・通知）（別記様式第6号）
- (7) 委任状（農地法第18条申請・通知、連名）（別記様式第7号）
- (8) 委任状（非農地証明申請・その他）（別記様式第8号）

2 第6条第1項第2号及び第2項に規定する確認書の様式例は、別記様式第9号の確認書（代理申請等、農地法第4条・第5条申請・届出）とする。

3 第8条に規定する確認書の様式例は、別記様式第10号の確認書（代行申請等、農地法第4条・第5条申請・届出）とする。

4 前3項の様式例に準じて、必要事項が記載されたものは、それぞれ適正なものとして受理することができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	法定代理人であることを証する書類	取扱機関
親権者	【親権者と未成年の子の利益が相反しない場合】 全親権者及び未成年の子の戸籍謄本 【親権者と未成年の子の利益が相反する場合】 [共同親権で一方の親権者と利益が相反する場合] 利益が相反しない親権者及び未成年の子の戸籍謄本 並びに特別代理人選任の審判書謄本及び審判確定証明書 [共同親権で両方の親権者と利益が相反する場合] 特別代理人選任の審判書謄本及び審判確定証明書 [単独親権の場合] 特別代理人選任の審判書謄本及び審判確定証明書	市区町村 市区町村 家庭裁判所 家庭裁判所 家庭裁判所
未成年後見人	【未成年後見人と未成年被後見人の利益が相反しない場合】 未成年者の戸籍謄本 【未成年後見人と未成年者の利益が相反する場合】 [未成年後見監督人がいる場合] 未成年者の戸籍謄本 [未成年後見監督人がいない場合] 特別代理人選任の審判書謄本及び審判確定証明書	市区町村 市区町村 家庭裁判所
成年後見人	【成年後見人と成年被後見人の利益が相反しない場合】 登記事項証明書（後見） 【成年後見人と成年被後見人の利益が相反する場合】 [成年後見監督人がいる場合] 登記事項証明書（後見） [成年後見監督人がいない場合] 特別代理人選任の審判書謄本及び審判確定証明書	法務局 法務局 家庭裁判所
保佐人	【保佐人と被保佐人の利益が相反しない場合】 登記事項証明書（保佐） 【保佐人と被保佐人の利益が相反する場合】 [保佐監督人がいる場合] 登記事項証明書（保佐） [保佐監督人がいない場合] 臨時保佐人選任の審判書謄本及び審判確定証明書 【代理権を有することを証する書類】 代理権付与の審判書謄本及び審判確定証明書	法務局 法務局 家庭裁判所 家庭裁判所
補助人	【補助人と被補助人の利益が相反しない場合】 登記事項証明書（補助） 【補助人と被補助人の利益が相反する場合】 [補助監督人がいる場合] 登記事項証明書（補助） [補助監督人がいない場合] 臨時補助人選任の審判書謄本及び審判確定証明書 【代理権を有することを証する書類】 代理権付与の審判書謄本及び審判確定証明書	法務局 法務局 家庭裁判所 家庭裁判所

委 任 状

（宛先）周南市農業委員会会長

受任者（代理人）住所 ※1

氏名 ※2

電話番号

代理人資格

行政書士登録番号 第 号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の許可申請書の記載事項を了解しました。

また、委任事項に変更を生じた場合及び記載事項に変更があった場合（許可後の変更を含む。）は、遅滞なくその旨を報告します。

記

1 委任事項

農地法第3条の許可申請書類の作成、申請代理及び許可書の受取等に係る一切の事項

2 申請土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

3 申請内容

権利の内容、設定・移転の別

年 月 日

委任者

☐ 譲渡人（貸付人） ☐ 譲受人（借受人） ※3

住所 ※1

氏名 ※2

※1 行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地

※2 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

※3 いずれかにチェック ☒

委 任 状

（宛先）周南市農業委員会会長

受任者（代理人）住所 ※1

氏名 ※2

電話番号

代理人資格

行政書士登録番号 第 号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の許可申請書の記載事項を了解しました。

また、委任事項に変更を生じた場合及び記載事項に変更があった場合（許可後の変更を含む。）は、遅滞なくその旨を報告します。

記

1 委任事項

農地法第3条の許可申請書類の作成、申請代理及び許可書の受取等に係る一切の事項

2 申請土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

3 申請内容

権利の内容、設定・移転の別

年 月 日

委任者

譲渡人（貸付人）

住所 ※1

氏名 ※2

譲受人（借受人）

住所 ※1

氏名 ※2

※1 行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地

※2 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

委 任 状

（宛先）周南市農業委員会会長

受任者（代理人）住所 ※1

氏名 ※2

電話番号

代理人資格

行政書士登録番号 第 号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の農地転用許可申請書又は届出書の記載事項を了解しました。

また、委任事項に変更を生じた場合及び記載事項に変更があった場合（許可後又は届出受領後の事業計画の変更を含む。）は、遅滞なくその旨を報告します。

記

1 委任事項 ※3

- ☐ 農地法第4条の許可申請書類の作成、申請代理及び許可書の受取等に係る一切の事項
- ☐ 農地法第4条の届出書類の作成、届出代理及び受理通知書の受取等に係る一切の事項

2 申請（届出）土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

3 申請（届出）内容

転用の目的

年 月 日

委任者 住所 ※1

氏名 ※2

※1 行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地

※2 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

※3 いずれかにチェック ☒

委 任 状

（宛先）周南市農業委員会会長

受任者（代理人）住所 ※1

氏名 ※2

電話番号

代理人資格

行政書士登録番号 第 号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の農地転用許可申請書又は届出書の記載事項を了解しました。

また、委任事項に変更を生じた場合及び記載事項に変更があった場合（許可後又は届出受領後の事業計画の変更を含む。）は、遅滞なくその旨を報告します。

記

1 委任事項 ※3

- ☐ 農地法第5条の許可申請書類の作成、申請代理及び許可書の受取等に係る一切の事項
☐ 農地法第5条の届出書類の作成、届出代理及び受理通知書の受取等に係る一切の事項

2 申請（届出）土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

3 申請（届出）内容

転用の目的

権利の内容、設定・移転の別

年 月 日

委任者

- ☐ 譲渡人（貸付人） ☐ 譲受人（借受人）・転用実行行為者 ※3

住所 ※1

氏名 ※2

※1 行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地

※2 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

※3 いずれかにチェック ☒

委 任 状

（宛先）周南市農業委員会会長

受任者（代理人）住所 ※1

氏名 ※2

電話番号

代理人資格

行政書士登録番号 第 号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の農地転用許可申請書又は届出書の記載事項を了解しました。

また、委任事項に変更を生じた場合及び記載事項に変更があった場合（許可後又は届出受領後の事業計画の変更を含む。）は、遅滞なくその旨を報告します。

記

1 委任事項 ※3

- ☐ 農地法第5条の許可申請書類の作成、申請代理及び許可書の受取等に係る一切の事項
- ☐ 農地法第5条の届出書類の作成、届出代理及び受理通知書の受取等に係る一切の事項

2 申請（届出）土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

3 申請（届出）内容

転用の目的

権利の内容、設定・移転の別

年 月 日

委任者

譲渡人（貸付人）

住所 ※1

氏名 ※2

譲受人（借受人）・転用実行行為者

住所 ※1

氏名 ※2

※1 行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地

※2 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

※3 いずれかにチェック ☒

委任状

（宛先）周南市農業委員会会長

受任者（代理人）住所 ※1

氏名 ※2

電話番号

代理人資格

行政書士登録番号 第 号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の許可申請書又は合意解約通知書の記載事項を了解しました。

また、委任事項に変更を生じた場合及び記載事項に変更があった場合は、遅滞なくその旨を報告します。

記

1 委任事項 ※3

☐ 農地法第18条第1項の許可申請書類の作成、申請代理及び許可書の受取等に係る一切の事項

☐ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書類の作成及び通知代理に係る一切の事項

2 申請（通知）土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

年 月 日

委任者

☐ 賃貸人 ☐ 賃借人 ※3

住所 ※1

氏名 ※2

※1 行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地

※2 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

※3 いずれかにチェック ☒

委 任 状

（宛先）周南市農業委員会会長

受任者（代理人）住所 ※1

氏名 ※2

電話番号

代理人資格

行政書士登録番号 第 号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の許可申請書又は合意解約通知書の記載事項を了解しました。

また、委任事項に変更を生じた場合及び記載事項に変更があった場合は、遅滞なくその旨を報告します。

記

1 委任事項 ※3

- ☐ 農地法第18条第1項の許可申請書類の作成、申請代理及び許可書の受取等に係る一切の事項
- ☐ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書類の作成及び通知代理に係る一切の事項

2 申請（通知）土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

年 月 日

委任者

賃貸人

住所 ※1

氏名 ※2

賃借人

住所 ※1

氏名 ※2

※1 行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地

※2 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

※3 いずれかにチェック ☒

委 任 状

（宛先）周南市農業委員会会長

受任者（代理人）住所 ※1

氏名 ※2

電話番号

代理人資格

行政書士登録番号 第 号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、私は、上記の代理人による下記の証明申請等の記載事項を了解しました。

また、委任事項に変更を生じた場合及び記載事項に変更があった場合は、遅滞なくその旨を報告します。

記

1 委任事項 ※3

- ☐ 非農地証明申請書類の作成、申請代理及び証明書の受取等に係る一切の事項
☐ 買受適格証明申請書類の作成、申請代理及び証明書の受取等に係る一切の事項
☐ 贈与税の納税猶予適格者証明申請書類の作成、申請代理及び証明書の受取等に係る一切の事項
☐ 相続税の納税猶予適格者証明申請書類の作成、申請代理及び証明書の受取等に係る一切の事項
☐ 不動産取得税の徴収猶予適格者証明申請書類の作成、申請代理及び証明書の受取等に係る一切の事項
☐ その他の証明（ ）
 申請書類の作成、申請代理及び証明書の受取等に係る一切の事項

2 申請土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

年 月 日

委任者 住所 ※1

氏名 ※2

※1 行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地

※2 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

※3 いずれかにチェック☑をし、その他の証明については、（ ）内に記入

別記様式第9号（第6条、第10条関係）

（代理申請等、農地法第4条・第5条申請・届出）

確 認 書

（宛先）周南市農業委員会会長

私は、下記の申請（届出）に係る代理人が作成した許可申請書（届出書）の内容を
了解いたしましたので、申請（届出）が許可（受理）となった場合は、申請（届出）
内容に従って事業を行うことを申し立てます。

なお、事業計画に変更があった場合は、遅滞なく当該書類を提出いたします。

記

1 申請（届出）内容 ※1

- ☐ 農地法第4条第1項許可申請
- ☐ 農地法第4条第1項第 号届出
- ☐ 農地法第5条第1項許可申請
- ☐ 農地法第5条第1項第 号届出

2 申請（届出）土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

3 転用の目的

4 代理人 住所 ※2

氏名 ※3

電話番号

代理人資格

行政書士登録番号 第 号

年 月 日

転用実行行為者

住所 ※2

氏名 ※3

※1 いずれかにチェック☑をし、届出については「第 号」を記入

※2 行政書士の場合は事務所の所在地、法人の場合は主たる事務所の所在地

※3 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

別記様式第 10 号（第 8 条、第 10 条関係）

（代行申請等、農地法第 4 条・第 5 条申請・届出）

確 認 書

（宛先）周南市農業委員会会長

私は、下記の申請（届出）に係る許可申請書（届出書）の内容を了解いたしましたので、申請（届出）が許可（受理）となった場合は、申請（届出）内容に従って事業を行うことを申し立てます。

なお、事業計画に変更があった場合は、遅滞なく当該書類を提出いたします。

記

1 申請（届出）内容 ※1

- ☐ 農地法第 4 条第 1 項許可申請
- ☐ 農地法第 4 条第 1 項第 号届出
- ☐ 農地法第 5 条第 1 項許可申請
- ☐ 農地法第 5 条第 1 項第 号届出

2 申請（届出）土地の表示

所 在	登記地目	面積（㎡）

3 転用の目的

年 月 日

転用実行行為者

住所 ※2

氏名 ※3

※1 いずれかにチェック☑をし、届出については「第 号」を記入

※2 法人の場合は主たる事務所の所在地

※3 法人の場合は法人の名称並びに代表者の役職及び氏名